

栃木県知事 福田富一様

2020年3月23日  
日本共産党栃木県委員会  
委員長 小林年治  
日本共産党栃木県議団  
代表 野村せつ子

## 新型コロナウイルス対策に関する要望書Ⅱ

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響で、県民のいのちと健康、暮らしと営業、地域経済は経験したことのない不安の中に置かれています。国が打ち出した経済対策等は規模が小さく、全く不十分です。国にさらなる強力な財政出動を求めるとともに、県独自の支援策が必要です。医療、介護、教育現場での対策について県民から様々な意見、要望が出されています。すでに議会において要望させていただいたことも含め、日本共産党として2回目の要望書にまとめました。ついては2019年度および2020年度補正予算を編成し、十分な対策を講じられますよう要望します。

### 記

#### 【くらしと雇用について】

1. 消費税5%への緊急減税を国に要望すること。
2. 中小企業への無担保・無利子の融資枠を20兆円まで引き上げ、雇用調整助成金を10分の10に引き上げるよう国に要望すること。
3. 仕事の減少やキャンセルが発生した小規模事業者やフリーランスの人、学校給食や飲食事業者、販売店等への出荷停止等で損害を被った農業者、イベント、文化公演等の中止により収入が減少した人などへの所得補償制度をつくるよう国に要望すること。
4. 新型コロナを口実にしたリストラ、首切り、内定取り消しなどを行わないよう事業者等に要望すること。
5. 国保税をはじめ社会保険料の緊急減免、納税の緊急猶予、延滞金の減免を行うこと。
6. 市町の学校給食費への助成を行い、保護者負担を軽減すること。
7. 県勤労者福祉資金の要件緩和を行い、無利子・無保証人の制度とすること。またすでに借りている人が返済困難な場合、延滞金なしで返済を猶予すること。  
母子父子寡婦福祉資金の貸付事業についても同様の措置をとること。

#### 【福祉・介護・高齢者施設対策について】

8. 学童保育所、保育所における感染防止対策を支援するとともに、感染者が出て閉鎖せざるを得なくなった場合の指導員、保育所職員の賃金補償を行うよう国に求め、県も支援すること。
9. 介護・高齢者施設利用者や職員に感染者が出た場合や、近隣の感染状況等により休業

する介護事業所等施設の運営に支障が出ないよう国に支援を求めるとともに、利用者の家族が介護のために休業した場合の休業補償を国に求めること。

10. デイサービスの休業により通所できない利用者にたいし、一時的に訪問介護等を実施できるよう必要な対策を講じること。

**【検査・医療対策について】**

11. 県広域健康福祉センターにおける帰国者・接触者相談センターにおいて、高齢者や基礎疾患のある人、症状の重い人など「相談の目安」にこだわらず帰国者・接触者外来受診を紹介すること。
12. 県広域健康福祉センターにおける帰国者・接触者相談センターにおいて人員の増員等体制の強化をはかるとともに、今後の状況により医師会また帰国者・接触者外来等の医療機関等に委託する必要がある場合も相談窓口を維持し、県民が気軽に相談できるようにすること。
13. 一般医療機関において活用できる簡易検査キットの普及を急ぎ、帰国者・接触者相談センターおよび同外来を通さなくても検査できる態勢を急いで整えること。そのために医療機関への支援を行うこと。
14. 感染者増加に備え、公的・公立病院の病床と感染防止機具等の設置、人員確保を支援すること。また感染者受け入れの協力医療機関を最大限増やし、同じく支援すること。
15. 地域医療構想における急性期病床の必要数を新型コロナウイルス感染症に対応したものに見直すこと。

**【学校、子どもへの対策について】（教育委員会）**

16. 学校の休校等の措置については、今後、感染状況に応じた市町、各学校設置者等の自主的判断を尊重すること。そのために必要な専門家による相談の仕組みをつくり県が支援すること。
17. 長期休校に伴う児童・生徒の心身のケアを重視し、とくに特別支援学校での障害に応じた教育的ケアが十分行えるよう指導体制を強化すること。
18. 高等学校等修学資金の貸与と返済について、要件を緩和すること。

以上